

垢川沿川特別景観形成地区の景観形成基準に対する適合状況説明書
（工作物の建設等）

※ 景観形成基準：景観法第8条第4項第2号に規定される基準

第二次足立区景観計画では、良好な景観の形成を推進するため、景観法の届出に際し適合を確認する、まち並みの景観的な調和を損ねないために守るべき基準を定めています。

各基準に対する適合状況を記載して下さい。

当該行為における景観形成に関する考え方
記載欄

形態/意匠/色彩等
<p>周辺のまち並みから突出する長大な壁面の工作物は避け、次の方法などにより圧迫感の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前面道路や遊歩道に面して十分な空地を確保し、前面を緑化する。 ・ 部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 <p>記載欄</p>
<p>色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたない工作物を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前面道路や遊歩道に面する外壁や柱の色彩は、第二次足立区景観計画に定める色彩基準Ⅲのとおりとする。また、角地においては側面の色彩についても配慮する。 ・ 外壁や柱の素材は、美観が損なわれにくく、極端に光沢があるものは避ける。 <p>記載欄</p>
<p>水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>設備等は、工作物と一体化するか緑化等により、修景する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項
記載欄